

横須賀市報

第1840号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目次

告 示

- ◇除去した違法放置等物件の保管について..... 14963
- ◇指定障害児通所支援事業者の事業の廃止について..... //
- ◇指定居宅サービス事業者の指定について..... //
- ◇指定介護予防サービス事業者の指定について..... 14964
- ◇指定障害福祉サービス事業者の指定について..... //
- ◇指定障害福祉サービス事業者の事業の廃止について..... //
- ◇地縁による団体の告示事項の変更について..... //
- ◇指定小児慢性特定疾病医療機関の所在地の変更について..... 14965
- ◇除却広告物等の保管について..... //
- ◇放置自転車等の移動について..... //
- ◇道路区域変更及び供用開始について..... 14966

公 告

- ◇都市公園の供用開始について..... //
- ◇配当計算書の公示送達..... //
- ◇国民健康保険料に係る配当計算書の公示送達..... //
- ◇介護保険料納入通知書の公示送達..... //
- ◇介護保険料の督促状の公示送達..... //
- ◇国民健康保険料の決定通知書の公示送達..... 14967
- ◇国民健康保険料の変更通知書の公示送達..... //
- ◇国民健康保険料の督促状の公示送達..... //
- ◇後期高齢者医療保険料の督促状の公示送達..... //
- ◇差押財産の公売について..... //
- ◇農用地利用集積計画について..... //

上下水道局告示

- ◇指定下水道工事店の代表者の変更について..... //

教育委員会告示

- ◇令和5年度横須賀市立横須賀総合高等学校の入学者の募集及び選抜要綱について..... 14968

道路法（昭和27年法律第180号）第44条の3第1項及び第2項の規定により、次のとおり違法放置等物件を除去し、及び保管しました。

令和4年4月27日

横須賀市長 上地 克明

- 1 保管した違法放置等物件の名称又は種類、形状及び数量
 - (1) 木材（丸太及び角材） 80本
 - (2) 金属製脚立（長さ435センチメートル） 1台
 - (3) 硬質ポリ塩化ビニル管（長さ195センチメートル） 1本
 - (4) 竹ぼうき（長さ142センチメートル） 1本
 - (5) 木片等一式
- 2 保管した違法放置等物件が放置され、又は設置されていた場所及びその違法放置等物件を除去した日時
 - (1) 保管した違法放置等物件が放置され、又は設置されていた場所
横須賀市衣笠栄町3丁目62番63地内
 - (2) 違法放置等物件を除去した日時
令和4年4月27日午前10時1分
- 3 違法放置等物件の保管を始めた日時及び保管の場所
 - (1) 違法放置等物件の保管を始めた日時
令和4年4月27日午前10時37分
 - (2) 違法放置等物件の保管の場所
横須賀市公郷町4丁目4番1号
- 4 返還を受ける方法等
返還を受けようとするときは、事前に協議の上決定します。
- 5 問い合わせ先
横須賀市建設部道路維持課

横須賀市告示第102号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、次に掲げる者から指定通所支援の事業を廃止する旨の届出がありました。

令和4年5月25日

横須賀市長 上地 克明

告 示

横須賀市告示第98号 (令和4年4月27日)
掲 示 済

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和4年4月30日	風キッズコッコロ	横須賀市馬堀町3丁目1番30号	放課後等デイサービス	横須賀市馬堀町二丁目17番33号 社会福祉法人海風会 理事長 高井 一 雄

横須賀市告示第103号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、次に掲げる者を指定居宅サービス事業者として指定しました。

令和4年5月25日

横須賀市長 上地 克明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和4年5月1日	しんわ福祉サービス 佐原	横須賀市佐原4丁目8番23号	訪問介護	横須賀市走水二丁目5番6号 株式会社しんわ 代表取締役 森 ペ ン
同	しんわ訪問入浴介護	横須賀市佐原4丁目8番23号	訪問入浴介護	横須賀市走水二丁目5番6号 株式会社しんわ 代表取締役 森 ペ ン
同	ぶくぶく訪問看護ステーション	横須賀市坂本町5丁目22番地	訪問看護	横須賀市坂本町五丁目22番地 株式会社ぶくぶく 代表取締役 鈴木 佳 世

横須賀市告示第 104 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、次に掲げる者を指定介護予防サービス事業者として指定

しました。
令和4年5月25日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和4年5月1日	ぶくぶく訪問看護ステーション	横須賀市坂本町5丁目22番地	介護予防訪問看護	横須賀市坂本町五丁目22番地 株式会社ぶくぶく 代表取締役 鈴木佳世

横須賀市告示第 105 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次に

掲げる者を指定障害福祉サービス事業者として指定しました。
令和4年5月25日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和4年5月1日	TPアリオ はくたかホーム	横須賀市小矢部2丁目4番2-2号	共同生活援助	横須賀市本町二丁目21番地 特定非営利活動法人寺田プランニング 理事長 寺田 宏

横須賀市告示第 106 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次に

掲げる者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出がありました。
令和4年5月25日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和4年4月30日	ペガサス横須賀センター	横須賀市日の出町1丁目12番地11小林ビル2F	就労移行支援	東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目27番13-803号 一般社団法人ペガサス 代表理事 木村志義
同	虹工房 横須賀中央	横須賀市若松町2丁目7番藤田ビル6階	就労継続支援	横須賀市若松町二丁目7番地藤田ビル6階 合同会社レインボー 代表社員 石塚 功 佑
同	ペガサス横須賀センター	横須賀市日の出町1丁目12番地11小林ビル2F	就労定着支援	東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目27番13-803号 一般社団法人ペガサス 代表理事 木村志義

横須賀市告示第 107 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、次に掲げる認可地縁団体から告示事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により告示します。

令和4年5月25日

横須賀市長 上 地 克 明

地縁団体の名称	代表者の氏名及び住所	
	変 更 前	変 更 後
追浜本町一丁目町内会	加藤 和 夫 横須賀市追浜本町1丁目94番地	大 沼 裕 横須賀市追浜本町1丁目28番地5サンビーチ追浜ハイツ 801
浜見台1丁目自治会	高 埜 一 美 横須賀市浜見台1丁目14番2-407号	小 川 敏 彦 横須賀市浜見台1丁目14番2-104号
湘南鷹取三丁目自治会	梅 澤 義 一 横須賀市湘南鷹取3丁目4番6号	外 川 榮 一 横須賀市湘南鷹取3丁目10番14号

湘南鷹取5丁目自治会	河 原 祐 治 横須賀市湘南鷹取5丁目12番9号	樋 口 好 男 横須賀市湘南鷹取5丁目18番2号
逸見が丘町内会	佐 藤 充 克 横須賀市逸見が丘24番4号	櫻 昭 二 横須賀市逸見が丘18番8号
望洋台町内会	河 野 建 横須賀市望洋台16番4号	織 茂 和 夫 横須賀市望洋台4番17号
公郷台自治会	砂 子 田 翼 横須賀市公郷町6丁目20番地77	内 田 勉 横須賀市公郷町5丁目32番地46
馬堀海岸3丁目自治会	伊 藤 和 男 横須賀市馬堀海岸3丁目4番10号	櫻 井 正 弘 横須賀市馬堀海岸3丁目30番18-208号
新町自治会	宮 井 孝 典 横須賀市東浦賀2丁目3番5号	松 本 英 生 横須賀市東浦賀2丁目2番20号

洲崎町内会	板井 直行 横須賀市東浦賀2丁目10番3号	上坂 寛 横須賀市東浦賀2丁目11番5号
浦賀丘住宅地自治会	佐藤 英毅 横須賀市浦賀丘2丁目9番16号	有泉 大 横須賀市浦賀丘1丁目10番17号

横須賀市告示第108号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の14の規定により、次に掲げる指定小児慢性特定疾病医療機関から所在地を変更した旨の届出がありました。

令和4年5月25日

横須賀市長 上地 克明

変更年月日	名 称	所 在 地	
		新	旧
令和4年4月1日	訪問看護ステーションかしこ	横須賀市長沢1丁目2番7-2号	横須賀長沢1丁目3番15号

横須賀市告示第109号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条第1項の規定により、次のとおり広告物等を保管しました。

保管した広告物等に係る保管広告物等一覧簿は、横須賀市都市部まちなみ景観課において告示の日の翌日から起算して2週間一般の縦覧に供します。

令和4年5月25日

横須賀市長 上地 克明

1 広告物等の名称又は種類等

広告物等の名称又は種類	広告物等の数量	広告物等が放置された場所	除却年月日	保管期間
はり札等	2	坂本町5丁目地内	令和4年4月1日から同月28日まで	告示の日の翌日から起算して2週間

2 保管場所

横須賀市武3丁目22番1号

3 返還を受ける方法

(1) 返還場所及び返還日時

返還を受けようとするときは、事前に協議の上決定します。

(2) 持参するもの

受領書、当該広告物等の所有者等であることを証明するもの及び印鑑

4 問い合わせ先

横須賀市都市部まちなみ景観課

横須賀市告示第110号

自転車等の放置防止に関する条例（平成3年横須賀市条例第29号）第10条第2項及び第4項並びに第28条第2項の規定に基づき、次のとおり自転車等を保管場所に移動しました。

令和4年5月25日

横須賀市長 上地 克明

1 移動年月日等

移 動 年 月 日	移動した自転車等の台数		自転車等が放置されていた場所	保 管 場 所
	自 転 車	原動機付自転車及び普通自動二輪車		
令和4年4月1日から同月28日まで	51台	1台	追浜駅周辺自転車等放置禁止区域	夏島町自転車等保管所 横須賀市夏島町2番地
同	2	0	京急田浦駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1	0	逸見駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	4	0	汐入駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	35	0	横須賀中央駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1	0	堀ノ内駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	4	4	衣笠駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地
同	4	0	北久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	12	2	久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	25	3	船越町7丁目、坂本町5丁目、汐入町5丁目、本町1丁目、小川町、大滝町1丁目、三春町1丁目、富士見町1丁目、上町2丁目・4丁目、佐野町5丁目、公郷町2丁目、小矢部1丁目、衣笠町、森崎2丁目、根岸町1丁目、舟倉1丁目及び佐原3丁目・4丁目地内の道路	同

同	1	0	北久里浜駅第1自転車等駐車場	同
同	1	0	YRP野比駅第2自転車等駐車場	同

- 2 保管期間
自転車等を移動した日の翌日から起算して2箇月間
- 3 返還を受ける方法
- (1) 返還場所
返還を受けようとする自転車等の保管場所
- (2) 返還日時
月曜日から土曜日までの午前11時から午後7時まで。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除きます。
- (3) 移動費用
自転車 1台につき1,500円
原動機付自転車及び普通自動二輪車 1台につき3,000円
- (4) 持参するもの
自転車等のかぎその他当該自転車等の利用者等であるこ

- とを証明するもの及び印鑑
- 4 保管期間経過後の自転車等の措置
保管期間が経過した自転車等は、本市が処分します。
- 5 問い合わせ先
横須賀市建設部土木計画課

横須賀市告示第111号

道路区域変更及び供用開始に関する告示
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更し、及び令和4年5月25日からその供用を開始します。
その関係図面は、横須賀市建設部土木用地課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。
令和4年5月25日

横須賀市長 上地克明

路線名	旧新別	区	間	敷地の幅員	延 長
1,636	旧	夏島町2873番の9地先から 夏島町2873番の10地先まで		メートル 14.8~57.8	メートル 41.1
	新	夏島町2番の56地先から 夏島町2873番の10地先まで		14.8~22.2	41.1
3,820	旧	長井5丁目2908番の口地先から 長井5丁目2843番の3地先まで		3.6~4.2	46.5
	新	長井5丁目2908番の口地先から 長井5丁目2843番の6地先まで		3.6~5.4	46.5

公 告

横須賀市公告第80号 (令和4年5月10日 掲示済)

都市公園条例(昭和34年横須賀市条例第18号)第2条の規定により、次のとおり都市公園を設置し、令和4年5月10日からその供用を開始します。
令和4年5月10日

横須賀市長 上地克明

名称	位置(代表地番)	区域	面積
久里浜1丁目第2公園	横須賀市久里浜1丁目416番8	別図のとおり	平方メートル 9,864

(別図略)

横須賀市公告第81号 (令和4年5月13日 掲示済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。
なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。
令和4年5月13日

横須賀市長 上地克明

(別紙略)

横須賀市公告第82号 (令和4年5月13日 掲示済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年5月13日

横須賀市長 上地克明

(別紙略)

横須賀市公告第83号 (令和4年5月13日 掲示済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法(平成9年法律第123号)第143条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。
なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。
令和4年5月13日

横須賀市長 上地克明

年度	科目	備考
令和3年度	介護保険料納入通知書	3月分の納期限は、令和4年5月31日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第84号 (令和4年5月13日 掲示済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、介護保険法(平成9年法律第123号)第143条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。
なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。
令和4年5月13日

横須賀市長 上地克明

年 度	種 別	月 別	発付年月日
令和3年度	介護保険料	2月分	令和4年3月30日

(別紙略)

横須賀市公告第85号 (令和4年5月13日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料決定通知書の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年5月13日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
令和3年度	国民健康保険料決定通知書	3月分の納期限は、令和4年5月31日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第86号 (令和4年5月13日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料変更通知書の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年5月13日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
令和2年度	国民健康保険料	減額分
令和3年度	変更通知書	減額分

(別紙略)

横須賀市公告第87号 (令和4年5月13日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年5月13日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発付年月日
令和3年度	国民健康保険料	1月分	令和4年2月28日
		2月分	令和4年3月30日

(別紙略)

横須賀市公告第88号 (令和4年5月13日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年5月13日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発付年月日
令和3年度	後期高齢者医療保険料	2月分	令和4年3月30日

(別紙略)

横須賀市公告第89号 (令和4年5月25日 掲 示 済)

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第95条及び第99条の規定の例により差押財産を公売するので、次のとおり公告します。
令和4年5月25日

横須賀市長 上 地 克 明

(次のとおりは略)

横須賀市公告第90号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

その農用地利用集積計画は、横須賀市農業委員会事務局において縦覧に供します。

令和4年5月25日

横須賀市長 上 地 克 明

記の1

- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市長井6丁目4393番1及び4396番1
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市長井3丁目37番3号
齋 藤 真 吾
- 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市長井3丁目38番14号
秋 本 春 美

記の2

- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市長井4丁目3615番
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市長井3丁目34番1号
穂 本 智
- 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市長瀬1丁目14番14号
今 村 まち子

記の3

- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市長井2丁目2138番
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市長井2丁目13番27号
沼 田 信 人
- 利用権を設定する方の住所及び氏名
三浦市南下浦町菊名28番地
山 田 清 美

記の4

- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市林5丁目1207番
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市林2丁目14番8号
田 中 博 明
- 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市西逸見町2丁目4番地
安 田 さゆり

上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第13号

平成31年横須賀市上下水道局告示第20号により指定した指定下水道工事店有限会社東住設は、次のとおり代表者を変更しました。

令和4年5月25日

横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	工 事 店 名	代 表 者 名		所 在 地
		新	旧	
須38	有限会社東住設	赤 穂 誠	赤 穂 一 義	横須賀市追浜東町二丁目37番地

教育委員会告示

横須賀市教育委員会告示第6号 (令和4年4月28日
掲 示 済)

令和5年度横須賀市立横須賀総合高等学校の入学者の募集及び選抜要綱について、次のとおり定めました。

令和4年4月28日

横須賀市教育委員会
教育長 新 倉 聡

(次のとおりは略)